

みやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年条例第31号。以下「条例」という。）第13条に掲げる自主基準の設定及び公開における知事が別に定めるところについて必要な事項を定め、県民総参加運動の一環として生産者・事業者が、提供する食品の生産、製造及び供給過程における自らの食の安全安心に係る取組の情報を公開し、安全安心取組宣言をすることにより安全な食品を提供する責務を果たし、もって消費者の安全な食品等の選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 条例第2条第1号に定める食品
- (2) 生産者・事業者 条例第2条第2号に定める生産者・事業者で宮城県内で食品の生産を行う者及び食品に関連する営業施設等がある者
- (3) 関係法令 条例第2条第3号に定める関係法令

(自主基準の設定)

第3条 生産者・事業者は、別表1に定める県のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従い、食の安全安心に係る基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 自主基準を定める者は、ガイドラインに独自に必要な基準を加えることができるものとする。

(自主基準の公開)

第4条 前条の自主基準を定めた者は、次のいずれかの方法により、自主基準を公開するよう努めなければならない。

- (1) 自らのホームページによる公開
- (2) 店頭掲示による公開
- (3) パンフレット等による公開
- (4) 商品等への記載による公開
- (5) その他消費者が安全な食品を選択する目安となる方法による公開

(みやぎ食の安全安心取組宣言の登録)

第5条 前2条により自主基準を定め、その自主基準を公開する者は、知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、みやぎ食の安全安心取組宣言登録申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による登録の申請があった場合は、別に定める登録承認基準により審査し、その要件を満たすときは登録承認を行い、次に掲げる事項をみやぎ食の安全安心取組宣言登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前項に規定する様式第1号に記載された事項
- (2) 登録年月日及び登録承認番号
- (3) その他必要と認められる事項

4 知事は、前項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨をみやぎ食の安全安心取組宣言登録承認書（様式第2号）により登録の申請者に通知するものとする。

5 知事は、登録を承認しないときは、速やかに、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知するものとする。

6 第3項により登録承認を受けた者（以下「安全安心取組宣言者」という。）は、みやぎ食の安全安

心取組宣言の表示（様式第3号）を使用することができる。

（みやぎ食の安全安心取組宣言実施状況報告書の提出）

第6条 安全安心取組宣言者は、登録承認年度の遵守状況を、翌年度の4月30日までに、みやぎ食の安全安心取組宣言実施状況報告書（様式第4号）により知事に報告するものとする。ただし、前条第4項の規定による登録承認を受けた日から起算して次条に規定する有効期限までの期間が3か月以内のときは、登録承認年度に係る報告を要しないものとする。

（登録の有効期限）

第7条 安全安心取組宣言者（第9条の規定により準用される場合を含む。）の登録の有効期限は、登録承認した日の属する年度の3月31日とする。

（登録の更新）

第8条 第9条第1項第7号による申出又は第11条各号による登録の取消しが登録の有効期限までに無い場合、安全安心取組宣言者は現に登録承認されている内容と同一の内容で、登録承認年度の翌年度の4月1日に第5条第3項による承認を受けたものとみなす。

（登録変更等の手続）

第9条 安全安心取組宣言者が、次のいずれかの変更等があった場合は、みやぎ食の安全安心取組宣言登録変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（1）取組宣言施設の所在地の変更

（2）自主基準の変更

（3）安全安心取組宣言者の名称、住所、電話番号の変更

（4）代理申請者の名称、住所、電話番号の変更

（5）取組宣言施設の名称の変更

（6）前各号に定めるほか、第12条第5項の規定により県がホームページで公開している事項の変更

（7）取組宣言の登録辞退の申出

2 知事は、前項の規定による届出等があった場合は、みやぎ食の安全安心取組宣言登録簿の登録事項を変更するものとする。ただし、前項第1号及び第2号の届出にあっては、登録承認に係る事項のため第5条第3項から第6項までを準用するものとし、この場合において、第5条第4項中「みやぎ食の安全安心取組宣言登録承認書（様式第2号）」とあるのは「みやぎ食の安全安心取組宣言登録変更承認書（様式第6号）」と読み替えるものとする。

（自主基準の遵守）

第10条 安全安心取組宣言者は、自主基準を遵守するとともにその遵守状況について、公表に努めるものとする。

2 安全安心取組宣言者は、自主基準の遵守状況について、消費者から要請があれば積極的に公開に努めなければならない。

（登録の取消し等）

第11条 知事は、安全安心取組宣言者（第9条において準用する場合を含む。）が、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

（1）登録事項の内容が実際と異なることが判明したとき

（2）故意又は重大な過失により、関係法令に基づく命令又は処分を受けたとき

（3）その他安全安心取組宣言者として相応しくない行為等があったとき

（支援等）

第12条 知事は、生産者・事業者の自主基準の設定について指導を行うものとする。

- 2 知事は、安全安心取組宣言者の提供する食品等の検査を実施し、安全安心取組宣言者に結果を通知するものとする。ただし、検査結果が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令で定められている措置を必要とする場合は、当該関係法令に基づき速やかに措置するものとする。
- 3 知事は、食品等の安全安心に関する情報を入手した場合は、安全安心取組宣言者に情報を提供するものとする。
- 4 知事は、消費者の安全な食品等の選択に資するため、安全安心取組宣言者が自主基準を公表する場合、必要な支援を行うものとする。
- 5 知事は、消費者の食品の選択に資するため、ホームページその他の媒体により安全安心取組宣言者の氏名（法人においては法人名、団体においては団体名）、自主基準その他必要な事項を広告するものとする。

（業界団体の役割）

第13条 生産者・事業者のうち、関連する者を構成員とする団体は、構成員が自主基準の設定・公開に積極的に取り組むよう、その推進に努めることとする。

（所管）

第14条 この要綱に基づく事務は、環境生活部食と暮らしの安全推進課で行う。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年11月13日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第2項の承認を受けている者は、この要綱による改正後のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第3項の登録承認を受けているものと見なす。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第2項の承認を受けている者は、この要綱による改正後のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第6条の規定にかかわらず、この要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言実施状況報告書（様式第4号）を平成19年2月1日から平成19年2月28日までの間に知事へ提出しなければならない。
- 4 当分の間、この要綱による改正前のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条の規定により、みやぎ食の安全安心取組宣言表示使用申請書（様式第1号）の提出があった場合は、この要綱の改正後のみやぎ食の安全安心取組宣言事業実施要綱第5条第2項の規定によるみやぎ食の安全安心取組宣言登録申請書（様式第1号）の提出があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。